

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (カタカナ)	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準	
							概要又は名称	様式6 【ファイル番号】
5条_経1	経済商工観光部	観光政策課	県立都市公園条例	ケンリツトシコウエンジヨウレイ	5	公園利用の禁止又は制限(松島公園)	<p>駐車場利用者の遵守事項及び駐車拒否(松島公園(駐車場)管理要領第10及び第11)</p> <p>1 駐車場利用者が、遵守事項を守らないとき。 (1) 駐車場利用者の遵守事項は次のとおり。 ① 表示又は係員に指示に従うこと。 ② 場内では徐行し追越しをしないこと。 ③ 場内では喫煙及び火気を使用しないこと。 ④ 場内には爆発性のもの、引火物及び他の利用者等に迷惑を及ぼすおそれのある物品は持ち込まないこと。 ⑤ 場内では警音器の使用及びその他の騒音は遠慮すること。 ⑥ 場内に宿泊しないこと。 ⑦ 物品の販売・客引き等これらに類することを行わないこと。 ⑧ 場内で事故を発見したときは、直ちに係員に連絡すること。 ⑨ 駐車受付券を紛失したときは、調査が終わるまで出場を断る事がある。 ⑩ 業務又はその他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。</p> <p>2 駐車拒否 (1) 危険物・臭気発生物を積載しているとき。 (2) 駐車場の管理上支障があると認められるとき。</p>	51001
5条_経2	経済商工観光部	国際政策課	産業交流センター条例	サンギョウコリョウセンタージヨウレイ	7	入場の拒否等	センターの施設、附属設備等を損傷し、その他センターの管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる者に対し、その入場を拒否し、又はその退場を命ずることができる。	51101
5条_経3	経済商工観光部	国際政策課	産業交流センター条例 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例	サンギョウコリョウセンタージヨウレイ ホウリョクタンノリエキタルオヤケノセツノシヨウトウセイケンニカンスルジヨウレイ	10 3-2	使用許可の取消し	<p>1. 産業交流センター条例又は同条例に基づく規則の規定に違反したとき</p> <p>2. 詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたことが判明したとき</p> <p>3. 使用許可に当たって付された条件に違反したとき</p> <p>4. 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条第2項に該当するとき</p> <p>5. 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき</p>	51102